

様式第2号(第9条関係)

会 議 録

会議の名称	令和5年度第5回介護保険等運営審議会			
開催日時	令和5年11月20日(月) 開会時刻 午後1時15分 閉会時刻 午後2時10分			
開催場所	本庁舎 A大会議室			
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	副会長	小泉 二三枝	事務局	齊藤高齢福祉課長
	委員	内藤 浩由	事務局	藤茂登高齢福祉課主幹
	委員	松本 三香子	事務局	古川高齢福祉課副課長
	委員	佐藤 昇	事務局	中村地域支援係長
	委員	葛籠貫 順久	事務局	木村介護保険係長
	委員	戸部 勝代	事務局	吉野専任主査
	委員	佐藤 茂	事務局	大高主事補
	委員	野溝 守	ぎょうせい	上野主任研究員
	委員	島袋 俊子		
	委員	吉村 晃太		
会議の議題	(1) 第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について (2) パブリック・コメントの実施について (3) その他			
会議の公開又は非公開の別	公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	0人			
発言の内容	別紙「発言の要旨」のとおり			
会議資料	(1) 次第 (2) 第9期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案) (3) 施設整備計画(案) (4) パブリック・コメントの実施について			
事務局	福祉部高齢福祉課			

議事 の 確 定	確定年 月日	令和 5年12月 1日
	記名押 印	役職名 副会長 小泉 二三枝 ⑩

別紙

発言者	発言の要旨
事務局  野溝委員	<p>1 開会 2 議題 (1) 第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について</p> <p>●事務局より資料に沿って説明</p> <p>現在、介護報酬については国の社会保障審議会の介護保険分科会あるいは介護報酬分科会でまさに議論の渦中である。まだ国自体の方向性が決まっていな中でのパブリック・コメントになってくるが、事業者にとっては、介護報酬の中の地域区分については、大変興味を持っているところである。分科会の中でも、今回、地域区分の見直しについて重要な審議がなされている。現在、ふじみ野市では、事業者の状況を十分理解していただき、5級地として10%の介護報酬をいただいている。一方、周辺地域は6級地である。ふじみ野市は大変優遇を受けている。</p> <p>委員の皆さんに地域区分について説明してもらいたいのと、この地域区分の見直しについては、国は県並びに保険者である市町村に意見を求めている。今回も県から意向調査が実施されていると思うが、ふじみ野市としてはこの級地の見直しについて県を通じて国の方にどのような意見具申をしてもらえるのか。</p>
事務局	<p>地域区分については、通常、報酬は1点10円となっているが、現在、ふじみ野市は5級地なので通常のところよりも少し高い。近隣の富士見市、三芳町については6級地である。5級地と6級地を比較すると報酬は5級地の方が高い。ふじみ野市の場合は10円のところが10.7円、6級地の場合は10.42円である。</p> <p>事業者にとっては報酬が増えることになるが、その一方でその分が公費の方から支払われることになるので、保険料に少なからず影響がある。</p> <p>県から、今回、特例などもいろいろあって、隣接地では全て6級地だが、ふじみ野市さんはどうしますかという意見照会が来ている。これについては、市の考えとしては、介護人材も不足していることもあるので、6級地ではなく5級地のままでいくということを県の方には意見として出している。ただ、市に決定権があるわけではなく、県の方から告示されて級地が確定されることになる。</p> <p>参考までに他市をみると、さいたま市は3級地、狭山市、所沢市は6級地、新座市は5級地である。1級地が一番高いが、この1級地は東京23区だけの適用となっている。</p>

発言者	発言の要旨
野溝委員	<p>この級地の基準は何かというと、国家公務員の地域手当にも準じて設定されている。国家公務員は異動があったり物価の高いところだと生活にもお金かかるだろうということで、地域手当というのが出ている分高くなっている。</p> <p>ふじみ野市には、国家公務員が勤務する事業所がある。国家公務員との関係性からこの地域区分というものがあるわけである。そういう中で、ふじみ野市は、引き続き5級地を維持するというのを県の方に伝えていただいているということで、今、諸物価高騰の中で全国の事業所は赤字状態になってきている。介護報酬によって、私たちはあの利用料金を決めているが、介護報酬の公定価格なので、1度報酬が決まると3年間はいろいろな経済事情が変わっても、利用料等を上げるわけにはいかない。そういった中で、保険者の負担や被保険者の負担等が伴うが、事業者がしっかり責任をもって提供するためにも、この地域区分についての県への意見具申は、大変ありがたく思うので、ぜひとも今後ともこれを堅持してもらえればと思う。</p>
野溝委員	<p>地域包括支援センターで介護予防のケアプランを大変多く作るようになってきていることもあり、地域包括支援センターの業務が非常に負担増になってきている。</p> <p>全てが介護給付ではなく、予防がかなり重要になってくるので予防プランを今の地域包括支援センターだけでは作るのが厳しくなっている。居宅介護支援事業所に委託することはできるが、居宅介護支援事業所も、現在持っているプラン作成で手いっぱいな状況である。事業所によっては地域包括支援センターからの予防プランの委託を受けられないという状態もある。今、国の方では介護支援事業所にもプランを持つ数を増やそうとしている。プランだけ持たされても大変である</p> <p>現在、ふじみ野市では4つの地域包括支援センターがあるが、4つの地域包括支援センターでは、やりきれないのではないかと思う。そこで地域包括支援センターのエリアの見直し、新たにもう1箇所増やすというようなことは考えられるか。</p> <p>また、予防プランを作ってく中において、ケアプランのデータの連携システムがあるが、書面で各サービス提供状況を事業者を持っていかなくても、ICTの時代なので、同じシステムを持っていれば、共有できる。サービスを提供する事業所が、このケアプランのデータ連携システムを導入するにあたって、市がイニシアティブを取って、今後体制が整えるようにしていく考えはあるか。</p>

発言者	発言の要旨
事務局	<p>地域包括支援センターについては、人材の募集をしても、なかなか応募がなく、人材が集まらないという現状がある。</p> <p>担当者レベルでは、1箇所増やすのはどうかとかという話は出ている。9期の計画では考えてはいないが、次期計画に向けては検討していきたいと思う。</p> <p>データ連携については、国の方も ICT 化に向けて進めているという話は聞いている。データ連携の利用を促進するにあたっては、機器などの環境整備の費用負担をどうするかといった話かと思いますが、現在市には独自の補助制度はない。今後、新たな補助メニューなどが、国から出てきた場合には速やかに周知していきたい。</p>
野溝委員	<p>持続可能な介護保険制度にしていくためにも、この2点については重要なことだと思うので、9期計画には入れられないとは思いますが、今後の市の施策の中で進めてほしいと思う。</p>
野溝委員	<p>新設の複合型サービスについて、第9期の中で1施設新設するという説明があったが、これは新規に訪問と通所サービスをする事業所を開設することなのか既存の例えば訪問介護事業者が通所サービスにも参入する、また通所サービス事業者が訪問サービスにも参入することなのか。</p>
事務局	<p>現段階では、整備する場合は、公募によりプロポーザルを実施して、1施設単純に増やしたいと考えている。</p> <p>ただ、実際には介護の人材の確保が難しいというような状況もあり、新規にということが難しいというような状況であれば、柔軟に考えていく必要もあると考えている。</p> <p>この複合型サービスについては、国の方も人材確保については柔軟性を持たせるということも念頭に置かれたサービスだと思うので、検討していければと考えている。</p>
野溝委員	<p>国の審議会の中でも、この複合型サービスの提供については、疑問が出されている新規の事業である。人材不足の中で、このようなことが考えられてきたと聞いているが、そういった中で、ふじみ野市が今後新たなサービスを計画するということは大変いいことだが、新規に複合型サービスを入れるのか既存のサービス事業所にサービスを担ってもらうのか市も検討中のようだが、いずれにしても計画に入れる以上は、しっかりとサービスが提供できるように今後の準備をお願いしたい。</p>

発言者	発言の要旨
事務局	<p>佐藤委員から、いくつかの市町村で介護保険料の徴収ミスが相次いでいるという新聞の記事をもらったので、ふじみ野市の状況を説明する。</p> <p>この問題については、介護保険料の徴収方法は年金から天引きする特別徴収と普通徴収という2種類がある。年金からの天引きは偶数月に年金の支給に合わせて天引きをする。また、普通徴収はふじみ野市の場合は、7月に当初納通と呼んでいる通知を送っているため、その月末が最初の介護保険料の納期となっている。特別徴収については、年金の支払いの1ヶ月後なので、最初の納期は5月10日になっている。</p> <p>介護保険料は、前年の所得の状況に応じて保険料が決まることになっているので、この年度の途中で所得の構成など確定申告を修正した場合などは、保険料が変更される可能性がある。年度内であれば特に問題はないが、1年前など過去に遡って修正をした時に、保険料を更新、改訂することになる。最初の納期から、2年ということが介護保険法で決まっている事項となっている。</p> <p>徴収方法には、特別徴収と普通徴収の2種類があって、時効の起算日が異なるので、5月11日から始まるものと8月1日から始まるものがあるが、このミスが発覚した市町村では、普通徴収と特別徴収を混同してしまったということのようである。</p> <p>ふじみ野市では、システム上チェックする機能が加わっていないことや年度の途中で65歳になる人もおり、さらに起算日が変わってくることもあり、職員が1つ、1つ起算日を目で確認してやっている。また、担当者が変わった場合もしっかり認識をしながら業務を引き継いでいるため、特にこのようなことは発生しないものと考えている。</p>
事務局	<p>(2) パブリック・コメントの実施について</p> <p>●事務局より資料に沿って説明</p> <p>パブリック・コメントの実施期間は、令和5年12月20日から令和6年1月18日までを予定している。</p> <p>意見を提出できるのは、市内在住、在勤、在学している方、そして市内に事業所や事務所を有する団体や法人になる。</p> <p>計画案は、本庁舎1階の資料閲覧コーナー、大井総合支所の情報公開コーナー、出張所、ステラ・イースト、ステラ・ウェスト、上福岡西公民館、市民交流プラザ、高齢福祉課の窓口で閲覧できる。</p> <p>提出方法は、郵送、ファックス、電子メール、そして意見箱への投函となる</p>

発言者	発言の要旨
事務局	(3) その他 次回の会議は、パブリック・コメントが終了した1月29日の月曜日を予定している。また改めて案内を送るので、予定しておいてほしい。
小泉副会長	3 閉会

